



平成 28 年 5 月 30 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 帝 国 電 機 製 作 所
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宮 地 國 雄
(コード番号 6 3 3 3 東証第一部)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 総 務 本 部 長 中 村 嘉 治
(TEL : 0 7 9 1 - 7 5 - 4 1 6 0)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 112 期定時株主総会に付議することを決定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号) が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。つきましては、当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 112 期定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 上記の変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日) 予定
定款変更の効力発生日	平成 28 年 6 月 29 日 (水曜日) 予定

以 上

【別 紙】

定款変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p>
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> 3. <u>監査役会</u> 4. <u>会計監査人</u> 	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> (削除) 3. <u>会計監査人</u>
<p>第5条～第17条 (条文省略)</p>	<p>第5条～第17条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、9名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>は、9名以内とする。</p> <p><u>②当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 (条文省略) (新 設)</p> <p>② (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任方法)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p><u>②前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。</u></p> <p>③ (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>②監査等委員である取締役の任期は、選任</u></p>

②補欠または増員により選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。

(新 設)

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役社長1名、必要に応じて取締役名誉会長、取締役会長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第22条 (条文省略)

② (条文省略)

③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

(新 設)

(新 設)

後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(削 除)

③任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から代表取締役を選定する。

②取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員である取締役を除く。)の中から取締役社長1名、必要に応じて取締役名誉会長、取締役会長および取締役副社長各1名、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集)

第22条 (現行どおり)

② (現行どおり)

③取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

④取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行

<p>第23条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p><u>(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第24条 (現行どおり)</p> <p><u>(取締役会規則)</u></p> <p>第25条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第24条 (条文省略)</p> <p>第5章 <u>監査役および監査役会</u> (<u>監査役の数</u>)</p> <p>第25条 <u>当会社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>(<u>監査役の選任方法</u>)</p> <p>第26条 <u>当会社の監査役は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議をもって選任する。</u></p> <p>(<u>監査役の任期</u>)</p> <p>第27条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする</u> <u>②任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

<p>(<u>常勤監査役</u>)</p> <p><u>第28条 監査役会は、その決議によって常勤監査役を選定する。</u></p> <p>(<u>監査役会の招集</u>)</p> <p><u>第29条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(<u>監査役との責任限定契約</u>)</p> <p><u>第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限定額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第31条～第34条 (条文省略)</p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(<u>常勤の監査等委員</u>)</p> <p><u>第28条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定する。</u></p> <p>(<u>監査等委員会の招集</u>)</p> <p><u>第29条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>②監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(<u>監査等委員会規則</u>)</p> <p><u>第30条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>第31条～第34条 (現行どおり)</p>

以 上